

教職第 7 8 7 - 2 号
令和元年 1 1 月 2 9 日

各市町村立学校長 様

教育総務部教職員課長

令和元年台風第 1 9 号に係る教員特殊業務手当（1 号業務）の取扱いについて
（通知）

給与事務につきましては、日頃、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

表題の件について、以下のとおり取り扱うことといたしますので、事務に遺漏の無いようお願いいたします。

記

令和元年 1 0 月 1 1 日から同月 1 4 日までの暴風雨及び豪雨による災害を、学校職員の特殊勤務手当に関する規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する、被害が特に甚大な非常災害として教育委員会の定めるものとする。

また、当該災害における学校職員の特殊勤務手当に関する条例第 6 条第 1 項第 1 号イの業務を、学校職員の特殊勤務手当に関する規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する、「心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務」とする。

担 当：給与制度担当

電 話：0 4 8 - 8 3 0 - 6 6 6 7

(参考送付)

「令和元年台風第19号に係る管理職員特別勤務手当および教員特殊業務手当（1号業務）について」（参考）

1 管理職員特別勤務手当について

服務については、先に送付されております小中学校人事課からの令和元年11月29日付け事務連絡「令和元年台風第19号に係る服務の取扱いについて」を、概要等については、学校職員給与関係例規集等にも記載はございますが、別紙①のとおりですので合わせてご確認ください。

※支給にあたっては教職員課への協議が必要となります。

2 教員特殊業務手当（1号業務）について

服務については、上記1のとおり、小中学校人事課からの令和元年11月29日付け事務連絡「令和元年台風第19号に係る服務の取扱いについて」を参考に適切な処理を行ってください。なお今回の台風対応により教員特殊業務手当（1号業務）に該当するか否かについては、以下四角囲み（支給要件・支給額）も合わせてご確認ください。

また教員特殊業務手当（1号業務）については、学校職員給与関係例規集等にも記載はございますが、別紙②のとおりですので合わせてご確認ください。

【学校職員の特殊勤務手当に関する条例第六条第一項第一号イの業務について】

（支給要件）

「学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で、

非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務」

（解釈）

※1 学校の管理下において行う ＝ 当該学校長の命令があること

※2 緊急の防災若しくは復旧の業務に従事

＝ 非常災害が急迫した状態において行う準備業務（防災態勢が発令された場合等）

又は災害直後の修復等の業務で、急ぎ処理をすることを必要とするもの

考え方：①学校の施設等の防災・復旧業務にあたった場合

②避難所となっている学校の教職員が災害時に避難者の救援業務を

はじめとした避難所運営の協力業務に従事した場合

※②について

・単なる施設の開錠（鍵開け）については支給対象外

・単なる宿直等で実際に協力業務にあたっていない場合については
支給対象外

・学校の管理下外のボランティア業務については支給対象外

（支給額）

今回の台風対応に係る教員特殊業務手当（1号業務）については、「教育委員会が定める被害が特に甚大な非常災害」に対する手当の対象となり、日額 8,000 円に百分の百に相当する額を加えた、日額 16,000 円となります。

●管理職員特別勤務手当

1 概 要

管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務したとき、及び災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の深夜に勤務したときに支給する。

2 支給対象職員

次に掲げる管理職手当の支給を受ける職にある者

- (1) 校長
- (2) 副校長・教頭
- (3) 事務局長・事務部長・事務局次長・事務室長・事務長

3 支給要件

支給対象職員が以下の勤務に従事したとき

- (1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等に勤務した場合
(以下、「週休日等勤務に係る手当」という。)
- (2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合（以下、「平日深夜勤務に係る手当」という。)

●週休日等

週休日のほかに次の①～③のいずれかに該当する場合を含む。

- ① 祝日法に規定する休日・年末年始の休日（12/29～1/3）の正規の勤務時間又は正規の勤務時間外（これらの日の正規の勤務時間に係る代休が別の日に指定されていない場合に限る。)
- ② 代休が指定された日において、代休として指定された正規の勤務時間
- ③ 休日勤務の代休が指定された日のうち、代休の指定前に割り振られていた正規の勤務時間のすべてが代休として指定される日における正規の勤務時間外

●「臨時又は緊急の必要」による勤務

管理又は監督の立場にある職員が、

- (1) 週休日等に処理すること
- (2) 週休日等以外の日の午前0時から午前5時までに処理すること

の必要性が明白である臨時・緊急性を有する業務のため、明示の指示で（又は明示の指示が想定される状況下で）、やむを得ず勤務することをいう。

●週休日の振替

当初の週休日について、勤務時間の割振り変更により勤務を要する日に変更した場合は、週休日等勤務に係る手当の対象外となる。

●「公務の運営の必要」による勤務

交替制勤務に従事する場合で、休日等において公務の正常な運営を確保するために当該休日等の正規の勤務時間に行う勤務を含む。

管理職員特別勤務手当の対象となる勤務か否かは、原則として、その勤務が真に週休日等又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に処理すべき業務のための勤務であったかどうかを判断の基礎とし、臨時・緊急の必要性もなく、職員の自由意志に基づいて行われる勤務又は自宅等において部下職員に指示を行えば足りるようなもの含まない。

また、週休日等において、臨時的業務等のためあらかじめ勤務が予定されている場合等は、週休日の振替・代休の指定等の措置により対処することが原則であり、やむを得ず振替等が行えず、当該週休日等において勤務した場合が手当の対象となるものである。なお、1時間にも達しないなど極めて短時間の勤務については、原則として支給対象にしない。

4 勤務1回の取扱い

連続する勤務の始まりから終わりまでを1回の勤務として取り扱うものとする。

●参考事項

- ① 2日以上の日にながら引き続き勤務した場合は、その2日以上の日にながら勤務を1回の勤務とする。
- ② 休憩等に要した時間がある場合は、休憩等に要した時間をはさんで引き続く勤務を1回の勤務とする。ただし、当該休憩等に要した時間が3時間程度以上である場合は、休憩後の勤務の復帰を新たな勤務の開始として取り扱う。
- ③ 同一日において、勤務の開始が2回以上ある場合は当該勤務のすべてを1回の連続する勤務として取り扱う。

5 支給額

支給対象となる勤務1回につき、管理職手当の支給割合に応じて、次に掲げる額を支給する。

ただし、週休日等勤務に係る手当について該当勤務に従事した時間（実働時間）が6時間を超える場合は、1.5倍の支給額とする。

週休日等以外の日から引き続いて週休日等に勤務した場合又は週休日等の日から引き続き週休日等以外の日勤務した場合には、週休日等勤務に係る手当を支給する。

(1) 週休日等勤務に係る手当

(ア) 校長・副校長・教頭：管理職手当区分1種	8,000円
〃 2種	6,000円
〃 3種・4種	4,000円
(イ) 事務長等：〃 4種	6,000円
〃 5種・6種・7種	4,000円

(2) 平日深夜勤務に係る手当

(ア) 校長・副校長・教頭：管理職手当区分1種	4,000円
〃 2種	3,000円
〃 3種・4種	2,000円
(イ) 事務長等：〃 4種	3,000円
〃 5種・6種・7種	2,000円

6 支給の方法等

- (1) その月の実績に係る分を、翌月の給与の支給日に支給する。
- (2) 支給に当たっては、事前に教職員課長に協議すること。

●教員特殊業務手当（１号業務）

(1) 支給要件

教育職員のうち、その属する職務の級が教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の１級、２級又は特２級である者が、心身に著しい負担を与えると県教育委員会が認める以下の業務に従事したときに支給する。

ア 特勤条例６条１号の業務

(ア) 業務の種類

学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次の a ～ c に掲げるもの

a 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

※ 「非常災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象による災害又は大規模な火事若しくは爆発、交通機関の事故その他その及ぼす被害の程度において、これらに類するものによる災害をいう。

※ 「緊急の防災若しくは復旧の業務」とは、非常災害が急迫した状態において行う準備業務（防災態勢が発令された場合及び放火の危険が予知された場合を含む。）又は災害直後の修復等の業務で、急ぎ処理することを必要とするものをいう。

b 児童又は生徒の負傷疾病等に伴う救急の業務

※ 「児童又は生徒の負傷、疾病等」とは、原則として学校側の責に帰するようなものに限るものとし、その場合の極度の肉体的疲労が含まれる。

c 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

※ 「緊急の補導」には、児童又は生徒の家出、遭難などの補導を含む。

(イ) 支給額

上記 a の場合 8,000 円（教育委員会が認める甚大災害の場合 16,000 円）

上記 b の場合 7,500 円

上記 c の場合 7,500 円

(ウ) 支給要件

週休日、 学校職員 の休日又 は代休	●終日に及ぶ程度（日中８時間程度＝７時間１分以上）従事したとき ●上記と同程度（日中以外における６時間又は２日にまたがるものを合算した時間が６時間）従事したとき ※「日中」とは、午前８時頃から午後４時頃までをいう。
４時間勤 務日	●正規の勤務時間以外の時間のうち、午後０時３０分から午後８時まで従事したとき ●午前２時前から午前８時まで従事したとき ●上記と同程度（日中以外における６時間又は２日にまたがるものを合算した時間が６時間）従事したとき ※「４時間勤務日」とは、勤務時間条例第６条の規定により一の週休日について４時間勤務の割振変更を行った日。以下同様
その他の 日	●正規の勤務時間に引き続き午後１１時まで従事したとき ●午前２時前から午前８時まで従事したとき ●上記と同程度（日中以外における６時間又は２日にまたがるものを合算した時間が６時間）従事したとき

特殊勤務手当実績簿 (1)

[illegible]

備考

- 1 この実績簿は日額（月額）をもって支給される特殊勤務手当について記入するものとする。
- 2 この実績簿は会計年度毎に別冊とする。
- 3 同一職員が二以上の特殊勤務手当の支給を同一月に受ける場合は、別行とする。
- 4 この実績簿は、所属長が前日（前月）分について点検押印のうえ保管するものとする。
- 5 従事した業務の内容については、詳細に記入すること。